

○安達澄君 無所属の安達澄です。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、今回の中小企業関連の法案についてお伺いいたします。

今回、計画支援スキームが整理される、簡素化されるということで、梶山大臣が法案の提案理由の中でこのようにおっしゃっていました。事業者目線での施策整理を行いますと。近年の事業環境の変化を踏まえ、類似の計画認定制度を整理統合し、事業者にとってより分かりやすく利便性の高い施策体系へと転換しますということで、事業者目線ということで方向性としては非常にいいなど、私もずっとそれをやっぱり地元で現場の方にも言われてきていたことですので、どんどんどんどんやるべきだというふうに思っています。

ちょっと一点質問なんですけれども、今回、施策整理する中に異分野連携新事業分野開拓計画というのがあります。これは、実は二〇一六年の参議院の経済産業委員会でも政府参考人から既に見直しの示唆が出されておりました。このようにおっしゃっていました。使い勝手が悪いのか、はたまた施策の使命が細ってきているのか、そういうことを検証してみる必要があると思っておりますというふうに答弁をされていたんですけれども、それから四年がたったわけですね。単純な質問として、なぜ四年も掛かるのかなというふうに思いまして、教えていただければと思います。

○政府参考人（木村聡君） お答え申し上げます。

先生御指摘ございましたとおり、平成二十八年の四月十四日の参議院経済産業委員会におきまして、異分野連携新事業分野開拓計画の利用実績が低調であるという御指摘を受けまして、当時の中小企業庁長官が今御紹介ございましたような答弁をさせていただいたところでございます。

この異分野連携新事業分野開拓計画は、異分野の中小企業が連携した新事業活動を促すものでございまして、制度創設の平成十七年から令和元年までに千二百三十二件の計画を認定させていただいたところでございます。しかしながら、制度を創設させていただきました平成十七年には百五十四件の認定がありました。委員会で御指摘をいただいた直前の平成二十七年の認定件数は八十一件、直近の平成三十一年の認定件数は四十一件となっておりまして、利用実績が低下傾向にあることは事実でございます。

委員会での御指摘を受けまして、私ども、経済産業局などを通じまして、中小企業の方々から、利用実績低下の要因でありますとかあるいは利用拡大に向けた課題を調査させていただきましたところ、施策の普及が必ずしも十分でない

といったことや手続面での負担が大きいという意見をいただいたところでございます。

そうした検証を踏まえまして、例えば、認定事業者の成果、実績を取りまとめて広く中小企業の方々に情報発信をさせていただくことによりまして制度自体の認知を高める、あるいは、認定事業者の方が利用できる新事業活動を支援する補助金ございますけれども、こういった申請書類を簡素化するなど制度の使い勝手の向上に取り組んでまいったところでございますけれども、残念ながら利用実績の低下傾向は変わっておらないということでございます。

こうした中、中小企業の現場からは、引き続き、類似の計画制度が併存いたしまして、支援策が全体として分かりづらいといった声をお寄せいただいているところでございます。

異分野連携は経営革新計画を通じて支援する付加価値向上のための新事業活動の手段の一つであるということも踏まえまして、今回の法案では、中小企業の目線に立って異分野連携新事業分野開拓計画を経営革新計画に統合し、より骨太な政策体系を構築することとさせていただいたところでございます。

本法案によりまして、異分野連携新事業分野開拓計画自体は廃止されることとなりますが、異分野連携による新事業活動を支援する補助金を始めとした関連の支援策は着実に継続させていただくこととしております。それらが中小企業にとって更に使いやすいものになるように、不断の見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安達澄君 ありがとうございます。きっと使いやすくなると思います。

この中小企業向けのこういったガイドブックありますね。これいろいろと見させていただいて、これを見ると、類似の施策が結構やっぱりあるなというふうに思います。事業者目線で整理できるものはもっともっとほかにたくさんあるんじゃないかというふうに感じております。

幾つか例を紹介すると、この中の商業・地域サポートのインデックスの中にあるんですけども、一つが中心市街地商業活性化診断・サポート事業、これは講師を派遣する、簡単に言うと講師を派遣するような事業なんですけど、ところが、すぐまたその近くに中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業というものがあります。これ、共に中小企業基盤整備機構がやっているものですね。

同じく商業・地域サポートのインデックスの中にインバウンド需要拡大推進事業というものがあります。また、これまたすぐ近くに商店街活性化・観光消費創出事業というものがあります。これ、共に中小企業庁の商業課がやっています。

目的は、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むと、そういうものなんですね。

同じテーマを今度別々の部署で扱っているものもあります。テーマは知的財産になるんですけれども、知的財産の相談になりますけれども、一つは独立行政法人の工業所有権情報・研修館、これ、各県に窓口を設けてやはり講師を派遣するというものです。特許庁も普及支援課で、同じようにそういう無料で講師を派遣するというものがあります。

事業者目線でいけばまだまだ集約できるものがあるなというふうに思うんですけれども、要は、使う側にとっても非常に分かりにくいというか、どう違うのか分かりにくいですし、判断しにくい。当然のことながら提供する側にとっても、要は仕事にダブリがあるわけですね。それはもう時間、作業、マンパワーの面からも非常に無駄があるんじゃないかというふうに思っています。

そんな余裕はないはずですし、ですから、もっともっと集約してスリム化すべきじゃないかと。やろうと思えばこれできますよね。そこをちょっと確認させていただきたいんですけれども。

○政府参考人（木村聡君） お答え申し上げます。

先生から御指摘ございました例にも触れさせていただきたいと存じますけれども、例えば、中心市街地におけます商業、サービス業の活性化を支援する補助金、これ地域まちなか活性化・魅力創出支援事業と申しておりますけれども、この事業を、商店街におけるインバウンドや観光等の新たな需要を取り込む商店街の取組を支援する補助金、商店街活性化・観光消費創出事業に統合させていただきますなど、商店街と中心市街地に対する支援を一体的に進めていくこととさせていただきます。

それ以外にも、本年度の当初予算におきまして、例えばでございますが、地域資源の活用や農商工連携によります国内販路開拓等を支援する補助金、これと、地域産品が持つ魅力を生かして取り組む海外販路開拓を支援する補助金、これ JAPAN ブランド育成支援事業と申しておりますけれども、これを統合いたしまして、国内外への販路開拓を一体的に支援できる制度といたしているところでございます。

これ以外にも、中小企業の方にとって補助金の使い勝手を高めていただくために、高めさせていただくために、計画認定を申請要件といたしておりました補助金につきましても、計画とのひも付けを切り離すことで計画申請の手間なく補助金を利用していただけるように改善をさせていただいたところでございます。

こうした取組によりまして、本年四月に申請を締切りを行いました、例えばその研究開発から試作品開発、販路開拓への取組を支援いたしますサポイン補助金と申請してございますけれども、こういった補助金では申請件数が増加いたしますなど一定の効果が出ているところでございます。

今後とも、御指摘ございました補助金も含めまして、中小企業の方々にとって分かりやすく利便性の高い政策体系を目指して、支援施策の不断の見直しに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安達澄君 ありがとうございます。

提供する側にとっても必ずメリットのある話だと思imasるので、是非どんどんどんどんそういう集約をしていただければというふうに思います。

最後は、ちょっとこれからの大きな中小企業政策とか、そういうちょっと話になるんですけども、今回も法案でいろいろとそういう中小を中堅にしていくということで、方向性としてはもう本当にそのとおりでというふうに思っています。

一つ、私のちょっと体験も交えて話をさせてもらおうと、議員になる前、地元の別府で旅行会社をやっていて、結構インバウンドのお客さんがたくさん、温泉目当てに、あと風光明媚な海、山を目当てに来てくれていたんですけども、かなりやっぱりリピーターもいるんですね。リピーターの方、例えば中国から来たりベトナムから来たり、そういうお客さんをいろいろ案内したりしていたんですけど、もちろん食がおいしい、温泉もいい、風光明媚だしという、そういう理由は当然あるものの、何でこうやって何度も日本に来てくれるんですかとその旅行者に聞くと、まあちょっとショックだったんですけど、日本は安いからと言われたんですね。

やはり食一つにしても、例えば牛丼もそうですけど、三百円、四百円でおいしいものが食べられて、あれだけきれいなお店で、しかもサービスも良くて、あれが三百円、四百円で食べられる。まあラーメンもそうですし、ちょっとしたランチも千円とかで食べられる。日本は安いと言うんですね。ホテルとか旅館もそうです。海外と比べるとぐんこの東京も安いと思います。でも、その安いっていうことは、その安い中でやっぱり働いている方々もいるわけですね。

あともう一つ、最近ちょっとこの辺の町、買物すると、二百九十円のお弁当を見付けたんですけど、二百九十円のお弁当、ハンバーグ弁当ですけど、食べるとやっぱりすごいおいしいんですね、いろんなものもあって。ただ、二百九十円で売られているということが本当にいいことかどうかですね。非常にやっぱり、ど

れだけの利益が出ているのかということをやっぱり考えさせられます。

安いというのは、その産業で働く人、中小企業者の低賃金、場合によっては過酷な労働環境の犠牲の上に成り立っている可能性もあります。小さいと、どうしてもその市場での価格競争力も弱いですし、大手にはやっぱり値切られてしまったりということもあるかと思えます。このままでいいわけはありません。やはり安い日本では良くないと思えます。

ただ、今コロナ対策で全力で当たるべきだと思います。ただ、この先の日本をどうするか。特に、その中小企業対策は重要だと思います。大臣も、我が国の経済の活力、源泉だというふうにおっしゃっていたかと思えます。企業でいえば九九%を占めるわけですし、労働人口でいえば七割を占める、この中小企業に対するコロナ後の先を見据えた大臣のビジョンというのをお聞かせいただければと思います。

○国務大臣（梶山弘志君）　しっかりと金融面でもてこ入れしていかなければならないと思っておりますが、今回のコロナの教訓でもあり、全世界の共通の課題でもあるデジタル化というものをしっかりと産業の基礎として入れていかなくちやならないし、その加速のための努力もしていかなければならないと思っております。

このコロナを挟んで、私ども、未来を拓くパートナーシップ構築推進会議というのをやりまして、これは経済界や労働界の代表に集まっていたいんですけれども、その前から議論してきたことは、例えば製造業であれば、下請の振興基準というものを改正をしていくということで、特に価格決定方法の適正化、一方的な押し付けじゃないよということ。そして、コスト負担の適正化、この部分のコストはおまえのところを持っているというようなことも、例えば金型であるとかそういったもの、基礎となるもののコストの負担の適正化。支払条件の改善、長いサイトの手形ではなくて、やはりできるだけ翌々月ぐらいまでの現金払というようなこと。そしてあわせて、知財の保護、これは特許権とかそういうものの所在、その権利の所在をどうするかということでもありますし、働き方改革のしわ寄せ防止。大企業だけ働き方改革やりましたよと、後のしわ寄せは下請に来ないようにということも含めて、製造業のみならず全体の中小企業がそういう形でいけるように、また、先ほど、その事業承継MアンドAで中小企業から中堅企業へ成長できるように、地元の金融との連携、場合によっては行政との連携、地元の振興策との連携も含めてやっていかなければならないと思っております。

アフターコロナで、これサプライチェーンの再編というものも行ってい

ます。もう手を挙げてきているところ、海外から国内回帰ということで手を挙げてきているところ、結構あります。それが地方に行くことによって、地方の雇用や経済の活力を取り戻すことにもつながるとは思いますけれども、やはりそれぞれの地方が何で生きていくんだということも含めてしっかりと対応していくことが重要でありますし、それに必要な支援をしっかりとしてまいりたいと思っております。

○安達澄君 ありがとうございます。

今回のやはり持続化給付金、委託金の問題もそうですけど、やはり大手がどおんち行って、そこからどンドン、まあ中抜きという言葉は僕は正しいとは思わないんですけども、要はマージンですね、大体一〇から一五%ぐらいだと思います、どンドンどンドン取られていって、最後、現場で、末端で安い賃金というかバイト料かでやらされたりすることも十分あるわけです。ですから、やはり正直者、現場で頑張っている人がばかを見ることのないように、是非その辺はしっかりしていただきたいというふうに思います。

それと、今大臣からデジタル化という言葉が出ましたので、是非、私もながえさんの意見には賛成ですので、御検討の方をよろしく願いいたします。

以上で終わります。